新潟県

新潟県報道資料

令和７年 11 月４日
新潟県鳥インフルエンザ対策本部

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確定について

11 月３日に胎内市の採卵鶏農場で発生した高病原性鳥インフルエンザを疑う事例は、本日８時に高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜※であると確定されましたので、その概要をお知らせします。

※ 疑似患畜：家畜伝染病予防法において、患畜となるおそれがある家畜のことで、確定した場合は殺処分等の防疫措置を講じることとなります。

１　農場の概要

（１）所在地　：胎内市
（２）飼養状況：採卵鶏　約 63 万羽

２　経緯

（１）11 月３日朝、当該農場から下越家畜保健衛生所に、死亡羽数増加等の異常がみられるとの通報がありました。
（２）同日、下越家畜保健衛生所が立入検査を行い、簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザの陽性を確認したため、中央家畜保健衛生所で遺伝子検査を実施しました。
（３）11 月４日、遺伝子検査で陽性となり、同日８時に農林水産省により H5 亜型の高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と確定されました。

３　対応

（１）当該農場の鶏の殺処分及び埋却等の実施
（２）発生農場の半径３km 区域内の鶏等の移動と半径３～10km 区域内の鶏等の搬出を制限
（３）感染拡大防止のため、発生農場の周辺地域に消毒ポイントを設置し、畜産関係車両の消毒を実施
（４）周辺農場の異常の有無の確認及び県内の全養鶏場に対する注意喚起

４　その他

（１）我が国では、これまで家きん卵及び家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは報告されていません。
（２）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、生産者の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。特にヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いします。なお、農場での防疫作業画像については、県が撮影したものを

提供します。

（３）今後とも、本件に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。

＜この記載事項に関する問い合せ先＞
新潟県鳥インフルエンザ対策本部
家畜防疫班　担当：里麻
電話　０２５－２８２－１７３３
内線　６５２３